

心理学研究科

▶ 専攻履修及びその他についての諸注意（博士前期課程）

用語解説

I 一般的事項

- (1) 専攻履修については、大学院学則、学位規程、研究科規程、その他の規程を熟読の上、開講科目一覧表やシラバス等を参照し、履修科目を決定すること。
- (2) 履修登録、研究指導計画書を所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。履修登録がされていないと、単位修了の認定を受けることができない。

II 研究指導要綱、研究指導計画書

研究指導要綱、研究指導計画書は大学院に在学する学生に対し、予め1年間の研究内容や計画を明示し、指導教員・学生がそれぞれ確認するものです。

学生は、研究指導要綱に基づき、研究指導教員（副指導教員）と面談を行い、研究指導教員の助言・指導の基、研究指導計画書を作成し、各学年の期首（4月）に教務課に提出すること。

なお、研究指導については、日頃より研究指導教員の指導・助言を受け、課題の確認を怠らずに行い、期末（2月）に、改めて、研究指導教員と期末面談を行い、研究指導の確認・検証の基、その内容を研究指導計画書に認め、教務課に提出すること。

III 履修及び単位修得

- (1) 履修及び単位修得については以下の通りである。

心理学研究科心理学専攻にあつては、臨床心理学コース、生涯発達・生涯教育心理学コース及び社会・環境・犯罪心理学コースの3コースがあり、原則としてコースの変更は認めないが、入学後、臨床心理学コースから生涯発達・生涯教育心理学コースまたは社会・環境・犯罪心理学コースへの変更に関しては認める場合がある。

単位修得については、臨床心理学コースは必修、選択必修及び選択を含めて、開講科目表の履修区分に従って、合計30単位以上を修得しなければならない。生涯発達・生涯教育心理学コースと社会・環境・犯罪心理学コースは演習及び実習6単位以上、講義24単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。各コースの開講科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目にわかれ、それぞれの専攻生は、当該コースの指定にしたがって修得すること。また開講科目には、学年指定、履修制限があるので、開講科目表を参照し、所定の方法により単位を修得しなければならない。なお、単位を修得した科目に対しては、再度履修しても単位を与えない。

所属コース以外のコースの特論科目については、8単位を上限として履修を認める。ただし、これらの科目については、取得単位を修了単位としては認定しない。

- (2) 学業成績は、100点満点で60点以上を合格とする。

IV 修士論文

- (1) 修士論文計画書(2,000字以内)は、論文提出の6ヶ月前までに教務課へ提出しなければならない。
- (2) 修士論文を提出するものは、論文3部(2部はコピーでもよい)を提出期限(1月14日あるいは6月30日。ただし、本学の休業日に当たる場合は翌日)までに教務課に

提出しなければならない。なお、期日に遅れたものは受理しない。

- (3) 修士論文は次の事項を基準として、厳格に審査する。
- ① 研究テーマが独創的でありその設定が妥当なものであるか。そのテーマについて問題意識を的確に把握しているか。
 - ② 設定した研究テーマに合致した方法論、調査・実験方法あるいは論証方法を選択しており、それに即した資料の取り扱いが適切であり、具体的な分析・考察がなされているか。
 - ③ 心理学研究における倫理規定は遵守されているか。
 - ④ 論旨の展開が明確かつ一貫しており、論文構成が体系的になされているか。
 - ⑤ 論文の記述（本文、図、表、引用、文献表など）が十分かつ適切であるか。
 - ⑥ 先行研究との関連の位置づけが妥当であるか。
- (4) 修士論文は、20,000字以上とする。
- (5) 論文の審査は口頭試問とし、3名の教員が担当する。（臨床心理学コースにおいては1名は臨床心理士資格保持者であること）
- (6) 病気その他やむをえない事情により修士論文を期日までに提出できないものは、その理由を証する書面を添えて1月14日までに研究科長に願い出た場合に限り、延期を許可することがある。
- (7) 修士論文の審査に不合格の場合、あるいは提出しなかった場合には、次年度の前期に提出することができる。この場合には、6月30日までに修士論文を教務課に提出しなければいけない。
- ただし、病気その他やむをえない事情により修士論文を期日までに提出できないものは、その理由を証する書面を添えて研究科長に願い出た場合に限り、延期を許可することがある。

V その他

- (1) 教務課において発行する以下の証明書の交付を希望する者は、あらかじめ交付願（所定の様式は教務課にて交付）を提出すること。
- i) 単位修得及び学業成績証明書
 - ii) 修了見込証明書
 - iii) 修了証明書
 - iv) 在学証明書
- (2) その他資格取得及び学生生活一般のことについては「資格取得に関する事項、その他の規則・規程」を参照のこと。なお、その他は研究科委員会で決定し、必要と認めた場合はその都度掲示等によって連絡する。

▶ 専攻履修及びその他についての諸注意（博士後期課程）

I 一般的事項

- (1) 専攻履修については、大学院学則、学位規程、研究科規程、その他の規程を熟読の上、開講科目一覧表やシラバス、履修モデル等を参照し、履修科目を決定すること。
- (2) 履修登録、研究指導計画書を所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。履修登録がされていないと、単位修了の認定を受けることができない。

II 研究指導要綱、研究指導計画書

研究指導要綱、研究指導計画書は大学院に在学する学生に対し、予め1年間の研究内容や計画を明示し、指導教員・学生がそれぞれ確認するものです。

学生は、研究指導要綱に基づき、研究指導教員（副指導教員）と面談を行い、研究指導教員の助言・指導の基、研究指導計画書を作成し、各学年の期首（4月）に教務課に提出すること。